

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 開催要綱

1 目的

平成28年1月より、個人番号カードの交付が開始され、公的個人認証サービスの署名検証者が民間事業者に開放されるとともに、個人番号の利用が開始される。個人番号カード及び公的個人認証サービス等の利活用の普及促進にあたっては、様々な分野においてこれらを活用したICTの利活用を推進し、行政の効率化、国民生活及び社会経済活動における国民の利便性の向上につなげていく取組が重要である。

このため、本懇談会は、地方公共団体、国の機関、通信、放送、郵便などの幅広い国民利用者と接点を持つサービス提供事業者等の参加を得て、システムや制度等の面から具体的な個人番号カード及び公的個人認証サービスのICTの利活用を含めた普及推進策等について検討するとともに、地方公共団体における個人番号の独自利用等についての検討を行い、各々の組織の具体的な取組につなげていくことを目的とする。

2 名称

本会議は「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」と称する。

3 検討内容

- (1) 個人番号カードの具体的な利活用方策・普及促進策
- (2) 地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策、海外在留者に対する行政サービスの提供方法
- (3) 電子調達をはじめとする地方公共団体や国における公的個人認証サービスの利活用推進に関する具体策
- (4) 通信、放送、郵便事業分野等の民間分野における公的個人認証サービスを活用したICTの利活用推進に関する具体策
- (5) 公的個人認証サービスを活用した地方公共団体、国、民間事業者間の認証連携の方策
- (6) 上記(3)から(5)に加え、公的個人認証サービスの利活用推進に資する具体策

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総務大臣の懇談会として開催する。
- (2) 本懇談会の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 本懇談会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本懇談会を招集し、主催する。
- (7) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、必要に応じて「ワーキンググループ（以下「WG」という。）」を開催することができる。
- (8) WGの主査は、座長が指名する。本懇談会と関連する団体の間で、必要に応じて意見交換の場を設けることとする。
- (9) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事等の公開

本懇談会で使用した資料については、次の場合を除き、公開する。また、本懇談会については、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

- (1) 本懇談会を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利害を害する恐れがある場合
- (2) その他、非公開とすることが必要と認められる場合

6 スケジュール

本懇談会は、平成27年9月から開催する。

7 事務局

本懇談会の庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課、総務大臣官房企画課個人番号企画室、自治行政局住民制度課、行政管理局行政情報システム企画課及び情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室において行うものとする。

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会
構成員名簿

(敬称略、50音順、平成28年6月15日現在)

飯泉 嘉門	徳島県 知事
石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系 准教授
石原 邦夫	東京海上日動火災保険株式会社 相談役
大山 永昭	国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院 教授
清原 慶子	東京都三鷹市長
小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所 理事長
坂村 健	国立大学法人東京大学大学院情報学環 教授
座長 須藤 修	国立大学法人東京大学大学院情報学環 教授 国立大学法人東京大学総合教育研究センター長

【関係省庁】

向井 治紀	内閣官房社会保障改革担当室審議官 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室室長代理（副政府CIO）
坂本 三郎	法務省民事局商事課長
安藤 英作	厚生労働省情報政策・政策評価審議官
竹内 芳明	経済産業省商務情報政策局審議官